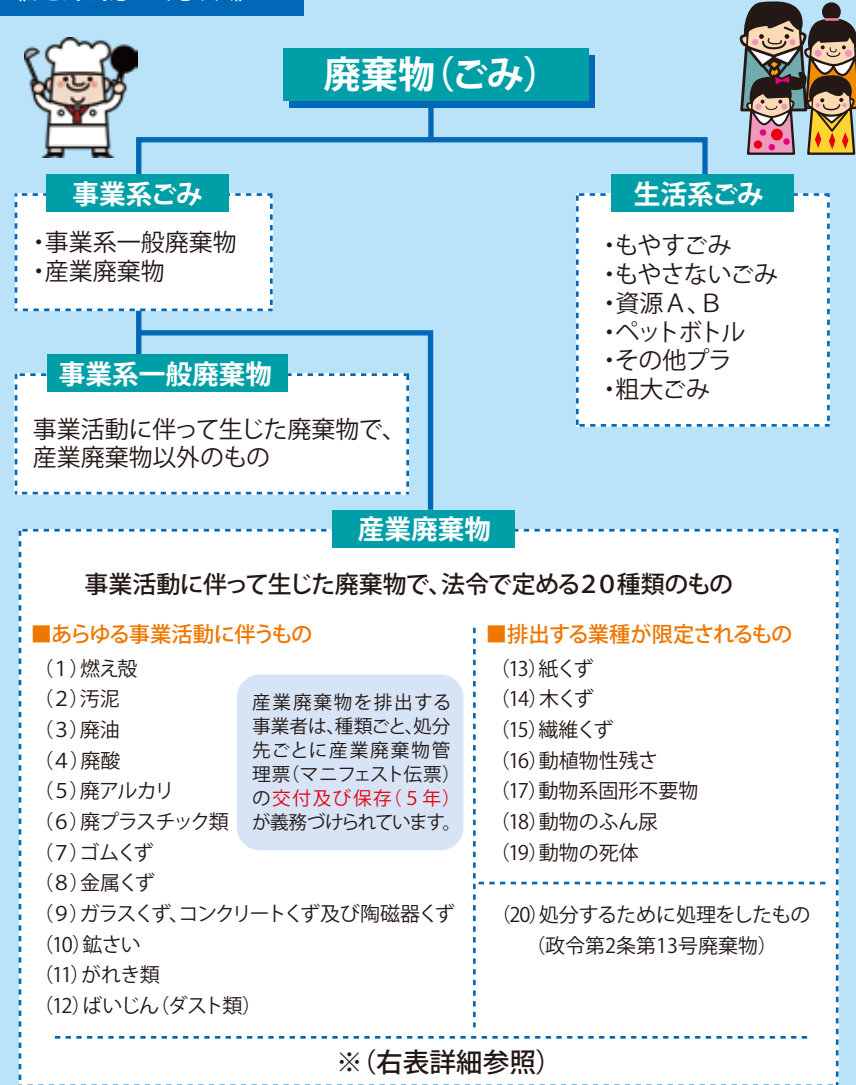


# 西宮市 事業系ごみの分け方・出し方

## 《廃棄物の分類》



## 《産業廃棄物の種類と具体例》



区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭から、コークス灰、重油灰、廃活性炭(不純物が混在すること等により泥状のものは汚泥)、産業廃棄物の焼却残灰、炉内掃出物、煙道等に付着したすす等 ※集じん装置で捕集したもの、「ばいじん」として扱う
	(2) 汚泥	メッキ汚泥、工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造行程で生じる泥状物、ベントナイト汚泥等の建設汚泥、生コン残さ、下水道汚泥、製紙スラッジ、余剰汚泥、中和汚泥、塩水マッド、ケイ藻土かす、凝集沈殿汚泥、炭酸カルシウムかす、クリーニング汚泥、廃イオン交換樹脂(重金属類の無害化処理をしていないもの)
	(3) 廃油	廃潤滑油、廃洗浄油、廃切削油、廃燃料油、廃食用油、廃溶剤(シンナー、アルコール類)、タールピッチ類
	(4) 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃塩化鉄、廃有機酸、写真定着廃液、酸洗浄工程その他の酸性廃液、エッチング廃液
	(5) 廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程その他のアルカリ性廃液、金属せっけん廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど固形状の合成高分子系化合物、塗装かす(固形状のもの)、廃イオン交換樹脂(重金属類を無害化処理したもの)、廃タイヤ、フィルムシート、接着剤かす
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムくずは廃プラスチック類)
	(8) 金属くず	切削くず、研磨くず、空缶、スクラップ
	(9) ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製品くず、空ビン、ガラス粉、破損ガラス、シボレックスかす ※解体工事等により発生するコンクリート片は「がれき類」に該当
	(10) 鋳さい	鋳物廃砂、スラグ、ノロ、ボタ、不良鉱石、フラックスかす
	(11) がれき類	工作物の新築、改装又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(コンクリート・アスファルトの破片等)
	(12) ばいじん(ダスト類)	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設(乾式、湿式)によって捕集したもの
排出する業種が限定されるもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改装又は除去に伴って生じたものに限る)、パルプ・紙又は紙加工品製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの)、出版業(印刷出版を行うもの)、製本業、印刷物加工業より排出される紙、板紙等のくず
	(14) 木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改装又は除去に伴って生じたものに限る)、木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業より排出される木材片、おがくず、バーク類
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改装又は除去に伴って生じたものに限る)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)より排出される木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食品製造業、医薬品製造業、香料製造業 原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物(醸造かす、発酵かす、ぬか、おから、コーヒかす、その他の製造くず、原料かす) ※卸小売業、飲食店等から排出される食品くず、厨芥類は、事業系の一般廃棄物となる
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業より排出される牛、豚等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業より排出される牛、豚等の死体
	(20) 処分するために処理をしたもの(政令第2条第13号廃棄物)	(1)~(19)に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固化物等)

注)「混合物」:『液状の廃合成塗料は廃油と廃プラスチック類の混合物』と定義されるように、廃棄物によっては、単一の種類の産業廃棄物として分類できず、いくつかの種類の産業廃棄物の混合物とされるものもある。

## 《事業系廃棄物は事業者の責任で適切な処理をしましょう》

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条 (事業者の責務)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない

事業活動に伴って出るごみは、小規模事業者であっても家庭ごみのステーションには出せません。必ず分別を守り自ら処理施設に搬入するか、許可業者に収集運搬を依頼(有料)してください。分別不良のごみは、各処理施設での受入を拒否するほか、業者による収集がされない場合もありますのでご注意ください。



## ごみの不法投棄は犯罪です

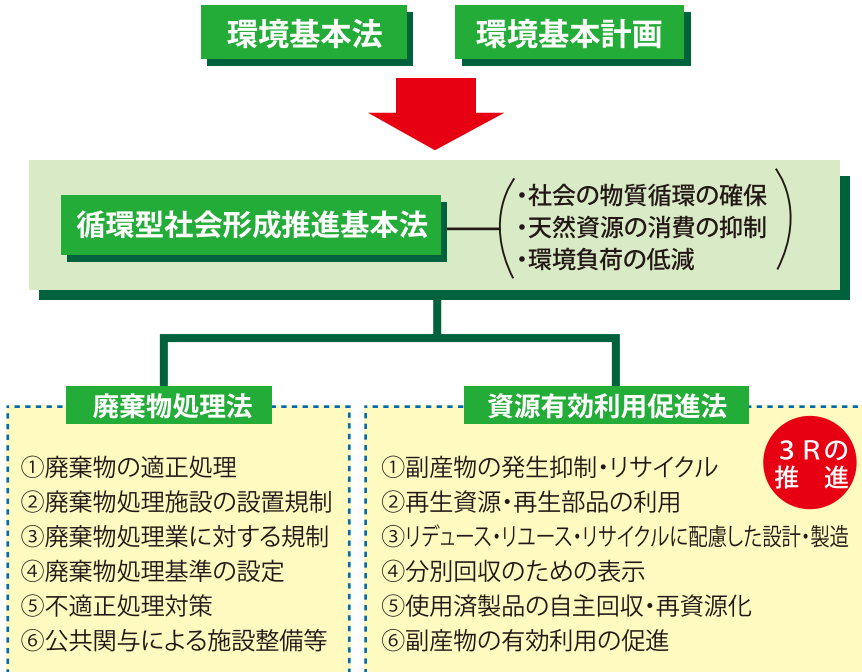
ごみをみだりに投棄すると5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金又はその併科(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第25条))に科せられる



# 循環型社会とは

廃棄物の発生抑制（なるべくごみを出さない）と適正な循環的利用（ごみをできるだけ資源として使うこと）・処分（どうしても使えないごみはきちんと処分すること）により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。

## 循環型社会形成推進のための法体系



## 個別物品の特性に応じた規制



## 問い合わせ先

- 事業系一般廃棄物に関すること 美化企画課 (0798) 35-8653
- 事業系一般廃棄物処理に関すること 西部総合処理センター (0798) 22-6601
- 産業廃棄物に関すること 産業廃棄物対策課 (0798) 35-3277

<http://www.nishi.or.jp/homepage/gomi/>

# 《事業系廃棄物の分別区分と処理の流れ》

